

介護保険

問合先 介護保険課

第1号被保険者

介護保険料決定通知書を送付します

令和8年度の第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料については、4月1日現在の世帯を基準に、昨年中の合計所得金額や住民税課税・非課税の状況をもとに決定し、7月初旬に各個人に通知書をお送りします。

所得基準の一部見直しについて

令和7年中の老齢基礎年金(満額)の支給額が82万6,464円となり、80万9千円を超えることを踏まえ、所得基準の一部について、80万9千円から82万6,500円に基準所得金額が見直されました。

令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の算定について

令和7年度税制改正において、物価上昇や就業調整に対応するため、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられますが、介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、令和

8年度の介護保険料の算定に限り、従前の控除額で計算します。また、世帯の住民税課税・非課税の判定においても同様に判定します。

なお、この特例措置は給与収入がある人が対象になるため、給与収入がない人(年金収入のみの人など)は、通常どおり算定されます。

※詳しくは介護保険課ホームページ(ID:18201)をご覧ください。

保険料額 (年額)

段階	対象者	基準額に対する割合(倍)	保険料(円)
本人が住民税非課税	1 生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者および本人の前年合計所得+課税年金収入が82万6千500円以下の人	0.285	23,906
	2 世帯全員が住民税非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.485	40,682
	3 世帯全員が住民税非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円を超える人	0.685	57,458
	4 世帯に住民税課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が82万6千500円以下の人	0.9	75,492
	5 世帯に住民税課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が82万6千500円を超える人	基準額	83,880
本人が住民税課税	6 前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	100,656
	7 120万円以上210万円未満	1.3	109,044
	8 210万円以上320万円未満	1.5	125,820
	9 320万円以上420万円未満	1.7	142,596
	10 420万円以上520万円未満	1.9	159,372
	11 520万円以上620万円未満	2.1	176,148
	12 620万円以上720万円未満	2.3	192,924
	13 720万円以上	2.4	201,312

※令和7年度税制改正に伴い、令和8年度に限り市府民税が非課税の人でも介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。

介護保険料の納付について

介護保険料は7月に決定するため、4月〜6月を仮徴収期間といひ、普通徴収(納付書や口座振替での納付)の場合は前年度最終時点の所得段階に応じた金額を、また特別徴収(年金からの差し引き)の場合は2月の介護保険料額と同額を納付いただきます。この期間の介護保険料額とこの度お送りする介護保険料決定通知書に記載の介護保険料額(年間保険料額)との差

額を7月から来年3月に納付いただくこととなります。

介護保険料の減免等の制度

災害などで一時的に収入が減少したため保険料が納付できなかった場合などに、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。

また、市では生活に困窮している世帯(生活保護を受けている世帯は除く)に対して、左記条件の全てに該当する場合、介護保険料の一部を減額する制度を定めています。

【減免条件】

- 被保険者の所得段階が第2段階以上であり、世帯全員の年間収入合計額が次の額以下であること
- 一人世帯：108万円
- 二人世帯：162万円
- 三人世帯：216万円
- 以降世帯人員が一人増えるごとに54万円を加算
- 誰からも扶養を受けていない
- 活用できる資産がない
- 世帯全員の銀行預金、国債、地方債、その他の金融資産の元本の合計金額が350万円を超えない
- 被保険者に介護保険料の滞納がない

減免内容は、申請月以降の介

護保険料を通知書記載の所得段階から1段階下の所得段階保険料額に減額します。(8月以降の申請の場合は月割計算となります)。減免を受けるには、減免申請書や資産調査のための承諾書(世帯全員分)などを提出し、審査を受ける必要があります。詳しくは問い合わせください。

■保険料は納期限までに忘れず納付してください

保険料を納期限までに納付しない場合には、本来納付する保険料額に加えて、督促手数料(80円)や延滞金(加算され、あわせて納付しなければなりません)。

また、介護認定を受けて介護サービスを利用する場合は、きちんと納付している人との公平性を保つために、納付していない期間に応じて「給付制限」措置を行うことになり、介護サービスを利用した際の一部負担金(通常より高くなったり、高額介護サービスなどの利用ができない期間が生じたりします。安心して介護サービスを利用するためにも、保険料の納付にご協力をお願いします。

介護保険負担割合証を
送付します

要支援・要介護認定を受けている人へ、昨年中の所得状況・世帯状況をもとに負担割合を決定し、7月下旬頃に各個人に負担割合証を送付します。

介護保険のサービスを利用するときには、介護保険被保険者証とともに介護保険負担割合証が必要となります。

利用者負担の割合

サービスを利用したときは、実際にかかるサービス費用の1割、2割、または3割の負担となります。

国民年金

問合先 国保年金課

令和8年度 国民年金保険料

免除・納付猶予の
申請受付

所得基準の審査に基づき承認されると国民年金保険料の納付が「全額免除（猶予の場合は全額猶予）」、「一部免除（一部納付）」されます。毎年申請が必要ですが、前回申請の際に来年以降の継続申請を希望し、全額免除もしくは納付猶予の承認を受けた人は不要です。

■対象

対象期間 7月～来年6月分

※過去2年間に免除し忘れていた期間がある場合、その期間も申請できます。

所得審査対象 申請者本人、配偶者および世帯主（納付猶予の場合には本人、配偶者のみ）

※学生納付特例の適用が可能な期間がある場合、その期間は学生納付特例が優先されます。また、任意加入の人は申請免除・納付猶予の対象外です。

■申請方法

受付 7月1日(水)以降に、市役

所1階 国保年金課窓口

必要なもの 個人番号（通知カードの場合には本人確認書類も必要）

もしくは基礎年金番号が確認できるもの

※失業を理由として免除申請を行う場合、別に証明書等が必要。また、マイナポータルを利用した電子申請もできますので、活用してください。

■承認を受けた期間は：

●年金を受け取るために必要な期間に含まれます

●障害基礎年金または遺族基礎年金の納付要件にも対応します

●年金額算定の際、申請免除の場合は保険料を全額納めた場合の期間と比べ、次の表のとおり計算されます。なお納付猶予の場合、年金額の計算に含みません。

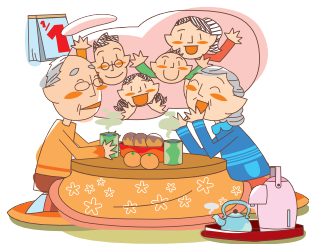
種類	年金額	
全額免除	1/2	
一部免除	4分の1納付 (一部納付額 4,480円)	5/8
	2分の1納付 (一部納付額 8,960円)	3/4
	4分の3納付 (一部納付額 13,440円)	7/8

※一部納付額が未納のままの場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

■保険料の追納

免除（一部免除は納付済期間）・納付猶予承認期間の年金保険料は承認を受けた月以降10年以内であれば追納（さかのぼって納めること）ができます。

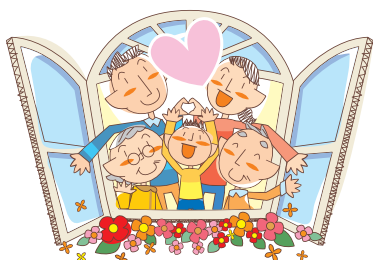
なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



わたしとみんなの
年金ポータルを
利用してください！

わたしとみんなの年金ポータルは、年金に関する情報をインターネット上で容易に探すために、厚生労働省が作成したポータルサイトです。

このポータルサイトでは自分の日常生活の中のシーンに合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みなど、よくある年金制度の疑問をQ&A形式で説明し、具体的な内容を掲載しているページに案内するものです。専門用語をできるだけ使用せず、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せる「入口」として利用できます。



▶わたしとみんなの年金ポータル

